

いすみ市 通学路交通安全プログラム

《通学路の安全確保に関する取組の方針》

平成26年4月

いすみ市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、いすみ市においては同年7月、8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「いすみ市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、このプログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「いすみ市通学路安全推進会議」を設置し、安全対策を推進します。

- ・いすみ市教育委員会学校教育課
- ・いすみ市建設課
- ・いすみ警察署
- ・千葉県夷隅土木事務所
- ・各小学校（学校及び保護者代表）

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を継続的に実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策メニューの改善・充実を図ります。

（2）定期的な合同点検

市内の小学校を夷隅・大原・岬の3つのグループに分け、それぞれ3年に1回、小学校ごとに合同点検を実施します。

ただし、緊急を要する点検箇所が発生した場合は、いすみ市教育委員会学校教育課長の判断により臨時の点検を行う事ができる。

（3）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な対策メニューを検討します。

（4）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童生徒や学校への意見聴取やアンケートの実施、合同点検時における現場検証などにより対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、関係者へ公表します。

※いすみ市ホームページ等への掲載については基本的に行わない。

いすみ市通学路安全推進会議推進体制

- (ア) 市教育委員会は、学校の安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- (イ) 道路管理者（千葉県夷隅土木事務所・いすみ市建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
- (ウ) いすみ警察署は、児童生徒の安心安全な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、パトロールなどに取り組みます。
- (エ) 各小学校は、より安全な通学路を指定したうえで、学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。

○通学路交通安全プログラムの展開イメージ

